

## 入 札 説 明 書

令和 5 年札幌市告示第 1066 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 5 年 3 月 6 日(月)

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市総務局広報部広報課広報係 電話 011-211-2036  
メールアドレス kohokakari@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 広報誌配布業務（配布区分 B）
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 5 月 31 日まで
- (4) 履行場所 白石区、厚別区、豊平区、清田区のうち、市の指定する区域
- (5) 入札方法 一部あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「一般サービス業」の「運輸・通信業」か「広告業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、10 万部以上の印刷物を 2 週間以内に戸別にポスティングした実績があるか、同程度の業務を受託の上で適正に履行した実績があること。
- (7) 本説明書、別添仕様書に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

**令和 5 年 4 月 4 日(火)13 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）**

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙 1 の様式にて作成し、持参する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 5 年 4 月

4日14時30分開札〔広報誌配布業務（配布区分B）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

- イ 送付により提出する場合は、入札書を入れる封筒は上記アのとおり記載し、外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 受付期限

令和5年3月16日(木)17時00分

別紙質問書に記載のうえ、電子メールにより受け付ける。件名は、「広報誌配布業務（配布区分B）」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

（質問書の送付先）

札幌市総務局広報部広報課 担当：越石

メールアドレス：kohokakari@city.sapporo.jp

イ 回答

回答は、原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和5年3月20日(月)17時00分までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所 令和5年4月4日(火)14時30分

札幌市役所本庁舎9階局会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者

又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に年間予定配布部数を乗じた金額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する下記書類を、**令和5年3月23日(木)14時****(送付の場合は必着のこと。)**までに提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 【提出する書類】

・競争入札参加資格認定通知書

・本業務に当たり、次の(ア)～(オ)が記載された履行計画書など。

(ア) 必要な機材や施設

(イ) 準備する配布員数とその確保・教育の方法

(ウ) 配布物の受領・保管方法

(エ) 実際に配布する際の配布体制や指示・管理体制を担当業務ごとに示したもの。なお、業務の一部について再委託する場合は、再委託先と再委託業務の範囲を明示すること。

(オ) 未配布・誤配布を防ぐための方策および、天候の悪化などの不測の事態や、トラブル発生時の指示・連絡体制と対応方法など

・過去の実績を示す書類(契約書、仕様書、業務を完了したことが分かる

ものなど)の写し

- ・事業協同組合等にあつては、組合員名簿

【提出場所】

上記2に同じ。

- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後まで（ただし、5日目が土曜日、日曜日及び休日となる場合はその翌開庁日まで）に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出場所

上記2に同じ。

- イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。

以 上